

# 新型コロナウイルス感染症関連 主な個人・世帯向け支援一覧

令和2年4月28日以降に出生した児童のいる世帯	<b>出産育児応援特別定額給付金</b>	対象児童1人につき10万円を支給(1回限り)。対象要件など、詳しくは市ホームページをご確認いただくかお問い合わせください。	子ども家庭課 医療助成担当 ☎072-423-9480
子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯	<b>ひとり親世帯臨時特別給付金</b>	基本給付1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円、追加給付5万円。詳しくは市ホームページをご覧ください。申請期限：令和3年1月29日(金) ※ 児童扶養手当の現況届や、ひとり親家庭医療証の更新時に申請済みの人は、再度の申請はできません。	子ども家庭課 子育て給付担当 ☎072-423-9624
令和2年5月1日現在、本市に住民登録をしている全ての世帯	<b>市指定ごみ袋の無料引き換え</b>	6月上旬に配布した、家庭用普通ごみ指定袋600リットル分(1世帯につき)の無料引換券による引き換えを、普通ごみ指定袋取扱店で12月31日(木)まで行います。	廃棄物対策課 管理担当 ☎06-6635-2650(コールセンター) ※12月28日(木)まで
離職などで経済的に困窮し、住居を失ったまたはその恐れがある人	<b>住居確保給付金</b>	求職活動をされる人を対象に、賃貸住宅の家賃額(世帯人数による上限あり)を原則3カ月間給付。	生活福祉課 困窮者支援担当 ☎072-423-9141
市立小・中学校の児童・生徒がおり、所得が減少した世帯	<b>就学奨励費</b>	学用品費や給食費などの援助費を、子の学校への出席状況や給食の喫食回数などに応じて令和2年中の所得が減少した保護者に支給します(2面に掲載)。	教育委員会総務課 学事担当 ☎072-423-9607
事業主の指示で休業(休業手当の支払いなし)した中小企業の労働者	<b>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金</b>	休業前の1日あたり平均賃金×80%×(各月の日数-就労したまたは労働者の事情で休んだ日数の合計日数)	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
休業や失業で、緊急に一時的な生活資金に困っている人	<b>緊急小口資金貸付 総合支援資金貸付</b>	緊急小口資金：20万円以内(特別な場合) 総合支援資金：単身世帯 月15万円以内×3カ月以内 複数世帯 月20万円以内×3カ月以内	岸和田市社会福祉協議会 ☎072-437-8854、072-439-8255
収入が大幅に減少し、市税や保険料の納付が困難な人	<b>市税</b>	納付の猶予など、詳しくはお問い合わせください。	納税課 徴収担当・整理担当・収納促進担当 ☎072-423-9423・9424・9433
		税額の減免など、詳しくはお問い合わせください。	市民税課 賦課担当 ☎072-423-9417・9418・9419
	<b>国民健康保険</b>	減免や納付相談など、詳しくはお問い合わせください。	健康保険課 資格賦課担当・収納担当 ☎072-423-9458・9459
	<b>後期高齢者医療制度</b>		健康保険課 後期高齢者医療担当 ☎072-423-9468
	<b>介護保険</b>		介護保険課 保険料担当 ☎072-423-9475
<b>国民年金</b>	納付の猶予や免除など、詳しくはお問い合わせください。	市民課 国民年金担当 ☎072-423-9460 貝塚年金事務所 ☎072-431-1122	

# 新型コロナウイルス感染症関連 主な事業者向け支援一覧

事業主が申請	新型コロナウイルス感染症関連融資を活用し、事業継続に取り組んでいる	<b>岸和田市中小企業者等事業継続応援金</b>	1事業者につき20万円を支給。中小企業者のうち、市内に本店を有する法人または、主たる事業所を有する個人事業主と、市内に宿泊施設を有する事業者が対象。詳しくは市ホームページをご確認いただくかお問い合わせください。	産業政策課 企業経営支援担当 ☎072-423-9520 ☎072-423-9485					
	1カ月の売り上げが50%以上減少した	<b>持続化給付金</b>	1月以降で、1カ月の売り上げが前年同月比で50%以上減少した月が存在する事業者、「前年総売り上げ- (前年同月比▲50%月の売り上げ×12カ月)」を給付。 中小法人等：上限200万円 個人事業者等：上限100万円 ※ 特例で今年3月までに開業した事業者が対象になる可能性があります。	持続化給付金事業コールセンター ☎0120-279-292(9月1日以降に申請する〈した〉人) ☎0120-115-570(8月31日以前に申請した人)					
	売り上げが減少し家賃の支払いが苦しい	<b>家賃支援給付金</b>	5月以降で1カ月の売り上げが50%以上減少または連続する3カ月の売り上げ合計が30%以上減少した事業者、直近1カ月における支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍額を給付。	家賃支援給付金コールセンター ☎0120-653-930					
資金繰り	資金繰りのため融資を受けたい	<b>大阪府新型コロナウイルス感染症対応資金(保証料等補助型)(民間〈取扱〉金融機関)</b>	融資額：4,000万円以内(別枠) 保証料減免 金利補助 右記の認定書が必要(種類により減免内容は異なります)	<table border="1"> <tr> <td>危機関連保証(認定書)</td> <td>前年比15%以上売り上げ減少</td> </tr> <tr> <td>セーフティネット保証(認定書)</td> <td>4号：前年比20%以上売り上げ減少 5号：前年比5%以上売り上げ減少</td> </tr> </table>	危機関連保証(認定書)	前年比15%以上売り上げ減少	セーフティネット保証(認定書)	4号：前年比20%以上売り上げ減少 5号：前年比5%以上売り上げ減少	産業政策課 商工振興担当 ☎072-423-9485 大阪信用保証協会(審査) ☎06-6260-1730
		危機関連保証(認定書)	前年比15%以上売り上げ減少						
		セーフティネット保証(認定書)	4号：前年比20%以上売り上げ減少 5号：前年比5%以上売り上げ減少						
<b>新型コロナウイルス感染症特別貸付(日本政策金融公庫)</b>	前年比または前々年比5%以上売り上げ減少 融資額：国民生活事業：8,000万円以内(別枠) 中小企業者：6億円(別枠) ※ 業種によって各種制度あり。	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505							
<b>新型コロナウイルス対策マル経融資(日本政策金融公庫)</b>	前年比または前々年比5%以上売り上げ減少(小規模事業者) 融資額：1,000万円以内(別枠) ※ 商工会議所の実施する経営指導を受けており、商工会議所の長の推薦が必要。	岸和田商工会議所 ☎072-439-5023							

※ 対象や条件など、詳しくはそれぞれお問い合わせください。9月16日時点の情報です。最新の情報は各機関のホームページでご確認またはお問い合わせください。